

環境省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 環境省組織令の一部改正

- 一 環境管理局を水・大気環境局に改組すること。（第二条及び第六条関係）
- 二 大臣官房及び政策評価広報課の所掌事務に、地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事務を追加すること。（第三条及び第十五条関係）
- 三 大臣官房に置く審議官を一人増員するとともに、大臣官房に参事官一人を新設すること。（第九条及び第十条関係）
- 四 水・大気環境局に、総務課、大気環境課、自動車環境対策課、水環境課及び土壌環境課の五課を置くこと。（第三十条関係）
- 五 水環境部企画課の廃止に伴い、水・大気環境局に置く課の所掌事務を整理すること。（第三十一条から第三十五条まで関係）
- 六 自然環境局自然環境整備課の廃止に伴い、自然環境局に置く課の所掌事務を整理すること。（第三十条から第三十九条まで関係）

七 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域を定めること。（第四十三条関係）

## 第二 附則

一 この政令は、平成十七年十月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 地方環境事務所に委任する環境大臣の権限を定めるため、関係政令の改正を行うこと。（附則第二条、第四条、第六条から第十二条まで及び第十四条関係）

三 その他関係政令について地方環境事務所の設置に伴う所要の改正を行うこと。（附則第五条、第十三条及び第十五条関係）

四 所要の経過措置を設けること。（附則第三条、第十六条及び第十七条関係）